

平成 25 年第 4 回
利根町議会定例会会議録 第 4 号

平成 25 年 12 月 6 日 午後 1 時開議

1. 出席議員

1 番	石 山 肖 子 君	7 番	白 旗 修 君
2 番	新 井 邦 弘 君	8 番	高 橋 一 男 君
3 番	花 嶋 美清雄 君	9 番	今 井 利 和 君
4 番	船 川 京 子 君	10 番	五十嵐 辰 雄 君
5 番	守 谷 貞 明 君	11 番	若 泉 昌 寿 君
6 番	坂 本 啓 次 君	12 番	井 原 正 光 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	遠 山 務 君
総 務 課 長	師 岡 昌 巳 君
企 画 財 政 課 長	秋 山 幸 男 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	高 野 光 司 君
税 務 課 長	坂 本 隆 雄 君
住 民 課 長	井 原 有 一 君
福 祉 課 長	石 塚 稔 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岩 戸 友 広 君
環 境 対 策 課 長	蓮 沼 均 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	鬼 澤 俊 一 君
経 済 課 長	矢 口 功 君
都 市 建 設 課 長	飯 塚 正 夫 君
会 計 課 長	菅 田 哲 夫 君
教 育 長	伊 藤 孝 生 君
学 校 教 育 課 長	福 田 茂 君
生 涯 学 習 課 長	石 井 博 美 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江理子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成25年12月6日（金曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

7番通告者、1番石山肖子議員。

〔1番石山肖子君登壇〕

○1番（石山肖子君） こんにちは。7番通告、1番石山肖子でございます。本日は傍聴に参加していただきましてありがとうございます。今回は二つの質問をさせていただきます。

一つ目は、利根町の防災と危機管理について質問をさせていただきます。

質問に当たり、まず初めに、利根町地域防災計画の作成作業を担当されている方々のご苦勞に対して感謝を申し上げます。災害対策基本法の規定による市町村地域防災計画の目的は、当該市町村の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護

するとなっております。そのためには広域的な協力、連携が必要であり、関係機関との組織体制を網羅した総合計画を立てなければならないということです。加えまして、地域の特性を考慮する必要がありますので、膨大な検討作業となっていることと思います。

さて、先日までの一般質問へのお答えで、計画の見直しのポイントとして以下のことをお聞きいたしました。町民の、それと地域の防災力を向上させる。被害想定を拡充する、予防計画においては防災会議委員の見直し、情報通信ネットワークの整備、地震や風水害に強いまちづくり、災害を軽減する、被害を軽減することへの備えなど、主な修正点をお聞きいたしました。

この見直しの中の被害の軽減のための準備という意味で、被害想定は計画の前提として大変重要だと認識しております。被害想定の種類について、過去の被害、特に東日本大震災に学ぶならば、想定として地震、風水害、火山のほかに原子力災害が上げられると思います。利根町では原子力災害は想定の中に入っているのでしょうか。防災計画策定の前提として被害想定は重要であります。被害想定の中に原子力災害を想定として盛り込み、放射性物質事故への対策はなされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 通告書にありますか。

○1番（石山肖子君） 見直しに入っています。

○町長（遠山 務君） その放射性物質。

○1番（石山肖子君） 見直しの部分で。

○町長（遠山 務君） この（１）でよろしいですか。

それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

地域防災計画の作成に当たり、住民の生命、身体及び財産を保護するため、町の防災と危機管理の課題をどのように考えて見直しをするかということでございますが、議員ご指摘のとおり、昨日、一昨日の答弁と重なるところもございますが、お答えをいたします。

防災計画では、その見直しの方向性を災害対策基本法の改正や、これまで発生した災害での教訓を生かして見直しを行っていくこととしております。その中でも、議員ご指摘の住民の生命、身体及び財産を保護するためには、災害による被害を最小限にとどめる、いわゆる減災対策として自助・共助・公助の役割分担が重要になってくると認識をしております。

その自助・共助の役割でございますが、まず、町民の方々一人一人が危機意識をしっかりと持ち、日ごろから各種災害に対する認識を深めるとともに、災害への備えを行うことが必要だと考えております。そして、災害発生時には、自分の身は自分で守るという自助、地域住民や隣近所の方々がお互いに助け合うという共助の意識と行動が必要になってくる

と考えております。

また、公助に関しましては、町を初め、各関係機関などによる災害時の応急、復興対策はもちろんでございますが、自助・共助の認識を深めるため、平時における住民への防災教育、啓発を行うほか、自主防災組織の育成、支援を行っていくよう努めなければならないと考えております。

町といたしましては、これらを防災計画案に盛り込み、町防災会議に提案したいと考えております。

(1) だけでよろしいですね。質問の1の(1)だけでよろしいですか。1の(2)も。

○1番(石山肖子君) 1の(2)は結構です。

○議長(井原正光君) 石山議員、質問されますか。

石山議員。

○1番(石山肖子君) ご答弁ありがとうございます。

利根町の地域防災計画についての概要はわかりました。この中で私の危惧しております原子力災害についてお聞きしたいと思います。

原子力災害の想定がこの中に入っているのかどうかお聞きしたいと思います。

先ほどの質問にお答えいただきたく存じますが。

○議長(井原正光君) 補足説明を求めます。

師岡総務課長。

○総務課長(師岡昌巳君) ただいまの原子力災害についてのご質問でございますが、茨城県において全市町村を対象に原子力災害について検討されているところでございます。

その中で当町におきましては避難所の検討ということで指示されておまして、今回の町の地域防災計画には原子力災害等については盛り込んでおりません。

○議長(井原正光君) 石山議員。

○1番(石山肖子君) 原子力災害の想定はないとのことをお伺いいたしました。原子力災害を想定している自治体として、近隣の我孫子市についてご紹介させていただきたいと思います。

千葉県我孫子市では千葉県の基本方針を踏まえて、平成24年2月に我孫子市市民危機管理対策会議において地域防災計画の基本方針を決定されました。そして、風水害対策編に含まれていた大規模事故災害対策を大規模事故編、放射性物質事故編として、それぞれ独立させて構成を改めるとのことです。

放射性物質事故への対応では、千葉県に原子力事業所はありませんが、放射性同位元素などを使用する施設があり、これに対応する。また、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲、略しましてEPZ、これには入ってはいないけれども、原子力事業所の事故による影響を考慮する必要があると判断され、原子力事業所で事故が発生して影響がある場合は事故対策本部を設置し、放射線の監視、避難などの防護、飲料水や飲食物の摂取制限、

汚染土壌の除去などの対応をされるということです。

予防、それから、応急対策、復旧対策に関しては放射線モニタリング体制の整備、それから、モニタリング活動そのものの実施、飲料水及び飲食物の摂取制限等、復旧対策におきましては汚染された土壌等の除去等の措置、各種制限措置等の解除、住民の健康管理、風評被害対策、廃棄物等の適正な処理などが策定されているということでございます。

また、我孫子市では手賀沼終末処理場内の下水道汚泥焼却灰の保管施設がございまして、利根川を挟んで向こう側に位置しております。このうちごみ焼却灰について、松戸市、柏市、流山市から合計526.12トンの保管状況、それから、我孫子市での下水道汚泥焼却灰が合計で2,020トン保管されているということでございます。本年の頻発した竜巻やゲリラ豪雨などにより飛散、流出するおそれがあることから問題となっております。

また、茨城県発行の平成24年度茨城県の原子力安全行政によりますと、茨城県には東海村、大洗町、那珂市、鉾田市に発電所、それから、試験研究用及び研究開発段階にある原子炉、核燃料施設が18カ所ございます。その中で先ほどのE P Z原子力災害対策特別措置法対象事業所が10カ所ございます。

利根町は原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲には入っておりませんが、福島第一原子力発電所の事故の経験から、放射性物質の放出は同心円上の範囲で想定できるものではないことは周知のとおりでございます。今の計画に原子力災害が盛り込まれていないことは承知いたしました。このような近隣の市の防災計画の策定などを見ますと、お隣の利根町でも原子力災害に関しての想定を加えるべきではないかと思えます。

これから策定に当たりまして、作業は大詰めを迎えると思いますが、その中で原子力災害を盛り込むということは、これから計画としてないのでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

防災会議の中でその件については検討していきたいと考えております。

また、モニタリングは利根町の庁舎でもやっております。今0.078、大体0.075から0.078、健康に害するような値ではないということで、石山議員もご承知のとおり、今、中間処分場の問題が大きくクローズアップされておりますが、利根町で加入している龍ヶ崎塵芥処理センターでも8,000ベクレル以上の焼却灰を186トン、今倉庫に管理しているということでございます。

現在の焼却灰は8,000ベクレルより半分以下になりましたので、地元の板橋地区の方々と協議をいたしまして、今の値であれば最終処分場へ埋め立ててもいいという板橋地区の地元の方のご了解を得て、今は最終処分場へ埋め立てているという状況でございます。

ただ、この中間処分場とも最終処分場ともいわれている処分場の設置、それで国も非常に困っているという状況でございますし、議員もご承知のとおり、高萩市、また矢板市は住民の反対運動があつて頓挫したという状況でございますし、国と各県と今後協議して最

終処分の方位置決定をしていくという方向性になっております。

町としては、放射線に関しましては、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、防災会議の中でどう対応するか決定をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） お答え、ありがとうございました。

ぜひこの件はご検討いただくようお願い申し上げます。

見直しのポイントの一つとして、もう一つお伺いしたいことがございまして、地域防災力の向上として、先ほども自助・共助・公助の役割を明確化することが計画書には上げられております。大変画期的なことだと思います。では共助、共に助けるという意味での要援護者の台帳作成について、担当部署の方にお伺いいたします。

今回の見直しポイントの中に要援護者の台帳作成がありますが、個人情報保護条例に抵触する場合があります、その作成がおくれているということをお聞きしておりますが、そのことについてどのような対策をとっておられるのか、それから、おくれが生じているのかどうかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 災害時要援護者名簿につきましては、現在、調整をしております、つくってある状況でございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 現在調整中ということで、もし個人情報保護条例に抵触するような場合があります、おくれってくるようなときがあれば、対策をとっていただかなければならないと思います。

10月21日に利根町障害者団体連絡会の3団体、利根町手をつなぐ育成会、フレンドリー利根、NPO法人あさひの方々との議員懇談会が開かれました。それぞれの団体の現状説明の後、災害時に援助が必要な要援護者の避難計画をつくるための台帳づくりが難航している市町村が多いとの報告がございました。個人情報を提供することをためられるケースがあるためだそうです。

この件に関して、個人情報を提供することをためられるケースがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 利根町の災害時要援護者の名簿につきましては、手挙げ方式ということで、主に民生委員がかかわって名簿の調整、つくってあるんですけども、調整というのは台帳をつくることなんです、必要な要援護者宅を回っていただきまして、民生委員以外の支援者とか、なかなかそれが載ってこない場合もあるのですが、当然民生委員の名前、それから、自分の自宅から避難所までの経路等を名簿の中に記載しまして、それをシステム管理しているところでございます。

災害時に、確かに個人情報という壁はあるわけですが、いざ災害というときには、それを協力者、関係機関等に提供するということは、国からの通達もありまして、そういったことの提供をするつもりでいる状況でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） お答えありがとうございました。

先ほど申し上げました利根町障害者団体連絡会の方のお話によりますと、この台帳づくりには危機感をお持ちのようでした。連絡会側からとりで障害者協働支援ネットワークという団体が作成しました「障害者のための防災マニュアル」、この冊子を事例として紹介していただくほどでした。

緊急時避難に当たり、全ての住民の方々を網羅して避難させることは並大抵のことではございません。今伺いました災害時には、町のほうからその名簿を提供するというお話をお伺いいたしましたが、そのように緊急時には、ふだん名簿に載せていないような方々の情報をぜひ提供していただけるようお願い申し上げます。例として、福島県南相馬市の要援護者名簿の利用の仕方を上げさせていただきます。

南相馬市南部では東日本大震災直後の福島第一原子力発電所の事故で、20キロ圏内でありましたが、警戒区域に指定されました。そして、市の判断で避難指示が出ました。このとき避難したくても避難できない住民が多数出ましたが、市内の福祉団体であるNPO法人さぼーとセンターぴあという団体が、取り残された障害者の支援に際し、避難していない障害者の把握に苦慮しておられたそうです。

このNPO法人は平時から障害者の福祉支援を連携して実施していた、南相馬市健康福祉部に障害者手帳情報の開示を求めたところ、市は当時の個人情報保護条例を適切に解釈し、本人の同意なくして個人情報を提供したとのことです。条例における人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときという場合に当たると判断されたものだそうです。

そして2006年3月に内閣府から出ました災害時要援護者の避難支援ガイドライン、この解釈が後押しをしたとのことです。利根町でも災害時にはこのような手段をとっていただければと思います。

要援護者の台帳作成には対象者へのアプローチの方法、同意を得られる場合、得られない場合、情報の利用におけるルールづくり、平常時から関連団体との共有を行うのか、行わないのか、災害時において初めて共有するのかなど設定すべきものが多くございます。

要援護者台帳作成に当たっての未同意者名簿などを作成した例を一つ挙げさせていただきます。

新潟県長岡市では未同意者名簿を作成し、ふだんから公的組織内で共有、そしてその未同意者についてもフォロー、手当をすることで、民生委員などが接触する方々の苦労も徐々

に緩和され、個人情報保護に対する過剰反応は解消していったそうです。

先ほども町長がおっしゃいましたように、ふだんからの連携が大事だと思います。要援護者台帳の作成は、平常時の関係づくりという長い時間があって達成されるものだと思います。作業を担当される方々には大変なお仕事と思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。１の（２）、防災会議の進捗と今後の予定について、行政機関、公共機関以外に地域住民がどのようなかかわりを持って参加されているかお伺いいたします。特に防災会議の委員にはどのような住民が参加されておられるか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） その前に、先ほどの町の弱者対策でございますが、３・１１のときは３月１２日だと思うのですけれども、次の日、町の持っている名簿、あと民生委員の持っている名簿、それで弱者の方に、町内の方で８００食赤飯をいただいて、それプラス水を、ほとんどの件数の方が、名簿に載っていない方でも民生委員に聞いて、水２リットルのボトルを、とりあえず２本ずつ次の日に配布したということでございます。それをつけ加えさせていただきます。

それでは防災会議の進捗と今後の予定について、行政機関、公共機関以外に地域住民がどのようなかかわりを持って参加されているのかというご質問でございますが、防災会議は１１月１９日に第１回目の会議を開催いたしました。今後のスケジュールや修正の方向性につきましてご承認をいただいたところでございます。先日答弁したとおりでございます。

これも先日答弁はしたのでありますが、今後は現在作成中の計画案に対するパブリックコメントを実施し、住民の方々からのご意見を伺っていくことになっております。パブリックコメント実施後は、皆様からのご意見をもとに計画案を審議し、年度内には防災会議で決定したいと考えております。

なお、地域住民の方々のかかわりでございますが、防災会議の委員として、区長会長及び利根ニュータウンと早尾台の自治防災組織の方各１名がかかわっております。また、パブリックコメントにおいては、全ての住民の方がかかわることになります。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○１番（石山肖子君） お答えの中で防災会議のメンバーへの住民２名参加、それから、パブリックコメントの実施などお伺いいたしました。

ほかにホームページへの掲載、それから、住民向けダイジェスト版の作成などもお聞きしております。このような住民参加を促す計画があり、このことにより住民の意見が反映されることを切に願うものでございます。

この自助・共助・公助の中でも、自助・共助の大切さをあらわすデータがございますので、一つご紹介させていただきます。日本火災学会、１９９５年兵庫県南部地震における火災

に関する調査報告書によりますと、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、倒壊家屋からの救出を誰が行ったかを調べたところ、自力・家族が67%、友人・隣人が31%、救助隊が2%であったそうです。この三つはそれぞれ自助・共助・公助に当たると思いますが、この比率からいきますと自助・共助・公助の割合は7対2対1となっております。

この自助・共助の重要さをそれぞれの住民が認識して、予防から災害時復旧時までの行動をふだんから意識して行う。町長がおっしゃいましたこの状態を、ぜひ実現させていただきたいです。

防災計画の進みぐあいを周知させることもさることながら、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、地域のNPO法人などの民間支援団体との連携を強くしておくことが必要だと思います。

そこで、この民間支援団体との連携、協定などはどのような方向で進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 昨日もその件につきましてはお話したと思うのですが、協定等の締結につきましては、県内全市町村、それとか町の建設業協会、あるいは茨城県の石油業協同組合、また茨城県のトラック協会、また、NPO法人コメリといった会社等々と災害時の協定を結んでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 災害の多様さからいきますと、広域的な連携、協定を日ごろからつくっておくことが大切だと思います。ご尽力ありがとうございます。

地域の民間支援団体との連携強化を、ぜひこれからも推進していただきたくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。1（3）、防災無線が聞こえにくいとの住民の声を多々お聞きしております。情報弱者をできるだけ少なくするために、防災無線についてはどのような改善策をとっておられますか。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えいたします。

防災無線が聞こえにくいというようなことで、方向性を変えたり、角度を変えたり、それは住民の方からご意見があれば、その都度対応しているというところでございます。

ここのところ方向性を変えたり、角度を変えたりということはございませんけれども、確かに、特に冬ですね、締め切っておりますので家の中まで防災無線が聞こえにくいということもございます。

そこで、防災行政無線の補完といたしまして、情報メール一斉配信サービスの整備、またNTTドコモ、KDD I a u、またソフトバンクの3キャリアのエリアメールを整備してきたところでございます。

そのほか、現在、導入を検討しているものといましては、一昨日、船川議員の一般質問でもお答えしましたとおり、防災行政無線で放送した内容を電話で確認することができる音声自動応答サービスがございます。

また、防災行政無線の戸別受信機につきましては、防災行政無線のデジタル無線方式に移行する段階で検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） いろいろな対策を講じていただき、ありがとうございます。

災害時にはいろいろなメディアを通じて住民はその被害状況など、それから、行動指針を聞くことになるわけでございます。利根町地域防災計画の中での防災無線は、災害発生時に重要な役割を果たすという意味で、住民との信頼関係を成り立たせる重要な手段であると思います。

総務省が平成24年3月に、災害時における情報通信のあり方に関する調査結果を、岩手県、宮城県、福島県所在の市の被災者306名に対して行っております。この中で防災無線については、防災無線が聞こえたとの回答は41%、そのうち津波の到来について防災無線から情報を得たとする回答が66%に達しているそうです。被災者の意識を避難行動へと切りかえる、初動を促す重要な役割とのことです。

確かに設備の状況ですとか風のぐあい、その聞こえぐあいは変わってまいります。最大の努力をされてこの設備を調整されていることと思いますが、一つお願いがございます。

防災無線のアンケート、これを全域でピックアップして、防災無線の聞き取りやすさのマップなどを作成してはいかがでしょうか。龍ケ崎市では総務部危機管理室が防災無線のアンケートを、試験放送を流して実施しております。地区ごと、スピーカーからの距離、100メートル、500メートル、500メートル以上に分けて、そして自宅の外、窓をあけた状態での自宅の中、窓を閉めた状態での自宅の中での聞き取りやすさを、4段階で集計しているところです。結果は龍ケ崎市のホームページに掲載されておまして、住民に向けて発信されております。

設備の充実はもとより、このように住民に知らせることで関心を喚起する、防災無線以外のメディア活用知識も得ようとする行動にもつながるのではないのでしょうか。

利根町ではこのようなアンケートを実施する計画などは、今まであったのかどうか、私のほうでは存じ上げていないので、もしよろしければ教えていただけないのでしょうか。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 防災無線のアンケートということでございますが、私も今まで聞いたことがありませんので、多分利根町では実施していないのかなと思います。

大変な労力等が必要かと思われますので、なかなかここでやりますとはちょっとお答えできませんが、やはり重要な情報を伝えるということで、できれば音声自動オートサービス等のほうを検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） ぜひご検討をお願いいたします。

住民のほうに発信すること、これに関心が喚起されてメディア活用、いろいろなものがございしますが、それについても自分はどれが使えるかなと考えるようになると思いますので、ぜひ実施していただきたく思います。

情報通信の有効さ、効率、満足度の観点から、利用されている方の利便性の高さを図る工夫としてアンケートをぜひ実施していただきたいと思います。

それでは二つ目の質問に移ります。利根町図書館を核とした図書館ネットワーク構想の進捗について。

（１）町内の小中学校個々の学校図書館システム導入の進捗と今後の方針をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤孝生教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、学校図書館システム導入の進捗と今後の方針についてお答えしたいと思います。

この件につきましては、前回の第3回の定例会の一般質問でも答弁いたしましたけれども、現在、布川小学校がボランティアの方々のご協力によりまして、パソコンでの蔵書管理、それから、貸し出しができるようになっております。今後は、随時、文小学校、文間小学校、利根中学校にも、それぞれ整備していく予定であるとお答えしたとおりでございます。

また、各学校への整備が完了しました時点で、ネットワーク構築をしまして不足している部分等を相互に補い、より一層充実した読書環境を整えていきたいと考えております。

そして将来的には、利根町図書館ともネットワーク化し、読書活動充実のために学校図書館機能の高度化を図りたいと考えております。

現在、文小学校で、これは教職員が主体となってでございますが、新しい本にラベル等張りを行ったということだと伺っております。

時期やその期間等については、具体的に計画してはございませんが、今後も授業等に負担のかからない範囲で進めてまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） この図書整理という作業は、見積もることが非常に難しいかと思いますが、次に文小学校ということですので、ぜひ推進していただきたいと思っております。

ただ、こういう図書館ネットワーク構想、町全体としての構想を推進する上で、例えば1年後にはこのくらい、2年後にはこのくらい、それから、全体として例えば3年計画、5年計画、そのような具体的な目標を立てたほうがシステムの導入に参加される方も理解しやすいのではないかと思います。もしできましたら何年後ぐらいに町の図書館とのネ

ットワークが完成するお考えかをお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 私としては、できるだけ早くということを願っておりますけれども、これは各学校それぞれボランティアの組織とか学校教職員の組織、そういったものもありますので、今の段階で何年後ということはちょっと言えませんが、今後それは十分検討してやってまいりたいなと思っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 進みぐあいによりましては途中でも結構ですから、何年後ぐらいに完成というようなビジョンをお示しいただければと思います。

先ほどのお答えの中で、布川小学校の次に文小学校のシステム導入を考えておられるとお聞きいたしましたが、文小学校にシステム導入を次の学校としてお考えになった理由をお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） これは話がちょっと長くなるのですが、簡単に申しますと、とにかく布川小学校がシステム導入を始めたときに、私もその導入に関して特に学校長のほうから、そういったものを進めたいんだということで始まったわけでございます。

それは大変いいことなんだということで、とにかく進めてほしいということで進めたわけですが、予算的な面が、PTAの予算を使ってという話がちょっとございましたので、それはおかしいだろうと、これは町として全体を広げていってネットワークで進めるのがいいんじゃないかという方向になりまして、そのとき校長会を何度か開きました中で、その次は文小学校、そして文間小学校、利根中学校とつないでいったらいいんじゃないかということで、これは図書館の職員も入っていただいて、そのような話し合いを持って決めた経緯がございます。そういうことで次は文小学校ということで考えております。

一挙に全部できればいいんでしょうけれども、とりあえずそのような方向で進めていこうという方向になっております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 経緯についてはわかりました。

次に、（２）学校図書館の蔵書整理・登録作業に必要な人員の手当はどのようにされますか。先ほど教育長のほうから、職員が主体となって文小では行っているとお伺いいたしましたが、ほかの人員の供給は考えておられますか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 学校図書館の蔵書整理、それから、登録作業に必要な人員の手当につきましては、一応今のところは布川小学校と同様に、特に学校からの予算要望というのはございませんので、特に計上はしておりません。

ただ、ボランティアの手当として、各学校に配分する教育ボランティア費用というのが

ございます。それについては例年どおり予算要求をする予定であります。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 要用手当をしていただけるようですので、大変安心いたしました。

布川小学校図書館システム導入に当たりましては、教育長がおっしゃったように、ボランティアの力が大変力を発揮いたしました。モデル校としての布川小学校図書館は、多くの助言や人的支援を利根町図書館からいただきました。そして、当時の布川小学校では地域ボランティア協議会というものが、たしか3年ぐらいだったと思いますけれども、同時進行しておりまして、さまざまなボランティアをされている方との連携をとっているところでもございました。タイミングよく布川小学校校区内の地域住民へ図書整理ボランティアを募り、また、このことがきっかけでPTA会員の方にも参加をしていただくことができました。夏休みという作業をしやすい期間に当たったことも幸運でございました。

布川小学校での事例は布川小学校独自の事例でございますが、これから文小学校の作業を進めるに当たって、布川小学校の事例の共通する部分と異なる部分を有効に活用していただいて、学校の保護者のみはでなく、住民が参加できるような作業計画をつくっていただけるとさらによい環境ができると思いますし、住民のやる気なども満足していただけるような格好になると思います。

そして、全体の計画について、もしできましたら、何年後ぐらいにこのような構想を持っているということを住民に説明する場をぜひつくっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。（3）司書教諭のふだんの業務と学校図書館システム導入・管理業務をどのように兼務していくのかお答えをお願いいたします。

司書の配置計画はなされているかも、あわせてお答え願います。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 司書教諭につきましては、教諭として採用された者が、学校内の役割としまして、その教諭としての職務をまず担当しまして、また、学校図書館資料の選択、収集、そして提供、そういったものや子供の読書活動に対する指導等を行うこと、また、学校図書館の運営・活動について、中心的な役割を担っております。

学校図書館システムの導入に当たりまして、司書教諭を中心に、これを全職員で進めてまいります。

また、布川小学校での導入時と同様に、ボランティアの方々や利根町図書館職員のご協力も仰がなければならないと考えております。

学校司書の配置計画につきましては、前回答弁したとおり、各学校の司書教諭は配置されておりますので、現在のところは学校司書については考えておりません。

先ほど学校司書教諭がどのように配置されているかということがありましたのでお答えしますが、実は司書教諭というのは、法律上は学校図書館法に規定されておまして、学

級数が12学級以上の学校には必ず司書を置かなければならないと、このように学校図書館法で平成15年度だったと思いますが、規定されました。それで、その前にも規定はなかったのですが、現在12学級というのは、今、利根町では布川小学校と利根中学校ですが、ただ、利根町では文小学校に2名、法的には必要ないのですが、それから、15学級の布川小学校に2名、それから、文間小学校には1名、利根中学校に1名ということで司書教諭を配置しておりまして、学校図書館の資料の選択、収集、提供、先ほど申し上げた子供の読書活動に対する指導、そういったことを行って配置しております。

また、学校司書については、まだ法的には定まっておきませんので、これも法的に定めれば入ればいいなということは考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 司書教諭についての配置の状況、わかりました。

それと司書の配置についてですが、文科省からの通達によりますと、司書を置くことが望ましいと表現されていると聞いております。この望ましいという言葉の意味ですが、私はこのように考えております。

司書がいることによるメリット、これをできる範囲で有効に発揮するようにしてほしいという意味だと思います。司書がいることによって、図書館の開館時間を長くすることができる。授業に図書館を利用するという試み、これを教員、司書の連携で質のよいものとなる。

先ほど教育長は司書教諭についての配置の状況をお知らせいただきまして、それから、図書整理作業などについては職員を充てるということをおっしゃいましたけれども、司書教諭も担任を持っている場合がございます。司書教諭が担任である場合、教室での業務と並行して図書館での業務を行わなければなりません。司書の配置が望ましいという意味は、この司書教諭が担任である場合、教室での業務に専念もできる、こういうメリットがあると思います。

小中学校の先生方の様子を拝見しておりますと、激務でございます。夕方からも残って作業をされているのをたびたび拝見しております。この業務を軽減して差し上げるようなことが、この司書の配置によってできるものと私は思っております。

先日、利根中学校の図書館を見学させていただく機会がありまして、蔵書の数については五、六千冊ではないかと目視で確認いたしました。新刊の図書がまだ棚に配置されておらず、積んである状態でした。教員が業務の合間で図書の配置作業をすることは難しいという校長のお言葉をいただきました。

図書館システム導入のメリットについて、蔵書の組織化をするということがございます。専門用語でございますが、これは一旦分類された図書、これはその棚に置くことになっております。この分類の仕方が組織化ということでございます。ただ、この一旦分類された図書は長年そのままの状態である可能性が大きく、布川小学校を除いた学校においては、

昔の分類で配架されていると思います。今回のシステム導入時に時代に合わない情報を含む図書を廃棄するとか、その年度の教育方針にあわせた独自の分類をするということが出来ます。授業に活用できるなど、オーソドックスな分類、プラス学校図書館であることの特有の組織化が実現できるのです。

また、小中一貫教育を考えておられるのであれば、小学校と中学校の蔵書は関係性を持たせて組み込んでおくことにより、お互いの図書へのアクセスがよりしやすくなると思います。小中学校のシステム導入には大変なご苦勞があるかと思いますが、ぜひ推進のほうをよろしくお願い申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 答弁を求めますか。

いいですか。

石山肖子議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす12月7日から12月9日までの3日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす12月7日から12月9日までの3日間は、議案調査のため休会とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回12月10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午後2時01分散会